

第六次寝屋川市総合計画策定方針

1 策定の趣旨

本市では、平成23年度（2011年度）からの10年間を計画期間とする第五次総合計画及び各分野における個別計画に基づき、目指すべき将来像の実現に向けてまちづくりを進めてきました。

この間、団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）へ移行し高齢者数が最多となる、いわゆる2040年問題など、我が国全体でますます進行する人口減少や少子高齢化を見据えた施策の実施が喫緊の課題となっています。

特に、人口の年齢構成のリバランスを行うための、ハード・ソフト両面の施策を検討する必要があります。

これらの状況から、第2期市まち・ひと・しごと創生総合戦略（市総合戦略）を市総合計画に統合し、10年先、20年先の社会経済情勢を見通し、改めて本市の目指すべき都市像を見据えて、総合的かつ計画的に市政運営を推進するための指針として、令和3年度（2021年度）を計画開始年度とする第六次総合計画を策定します。

2 計画の構成及び期間

(1) 構成

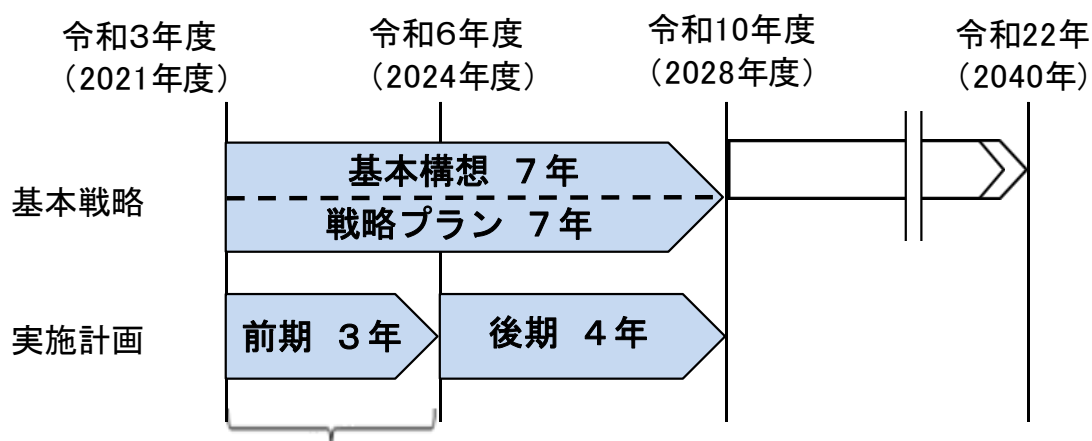
ア 基本戦略

将来の目指すべきまちづくりの方向性を示す「基本構想」と、具体的な施策の方向性や内容を示す「戦略プラン」を定めます。

イ 実施計画

具体的な事務事業を示します。

(2) 期間



- ・ 3年間で取り組む内容を示す
- ・ 3年目に前期を総括
- ・ 第2期市総合戦略の取組を掲載

(3) 第1期市総合戦略の期間の変更等

ア 期間

第1期市総合戦略は令和元年度（2019年度）までの計画ですが、第六次総合計画との統合を踏まえ、計画期間を令和2年度（2020年度）まで1年延長します。

イ 内容

(ア) 戦略の体系

「将来ビジョン・基本目標・施策」は現行のままとします。

(イ) 数値目標等

令和2年度（2020年度）までの目標値を改めて設定します。

3 策定にあたっての考え方

(1) 2040年問題への対応

高齢者数が最多となる2040年に向け、総務省の自治体戦略2040構想研究会の報告によると、“未曾有の危機”に直面すると言われており、第六次総合計画はそのことに備えるべき計画であると位置付けます。

(2) 市総合戦略事業の見える化

市総合計画と第2期市総合戦略を統合するため、同戦略に位置付けられる事業については、市総合計画の実施計画で、見える化を図ります。

(3) 実効性・実現性の確保

施策ごとの達成度を確認する指標を設定するなど、総合的な進捗管理を行います。

(4) 個別計画との連動

各個別計画における進捗管理を活用し、市総合計画と各個別計画の連動を図ることで、効果的なマネジメントサイクルを構築します。

(5) 市民の参画

市の将来を担う若者やまちづくりを支える多彩な人材など多様な市民の参画により、みんなのまち基本条例の趣旨に沿った協働による計画策定を行います。

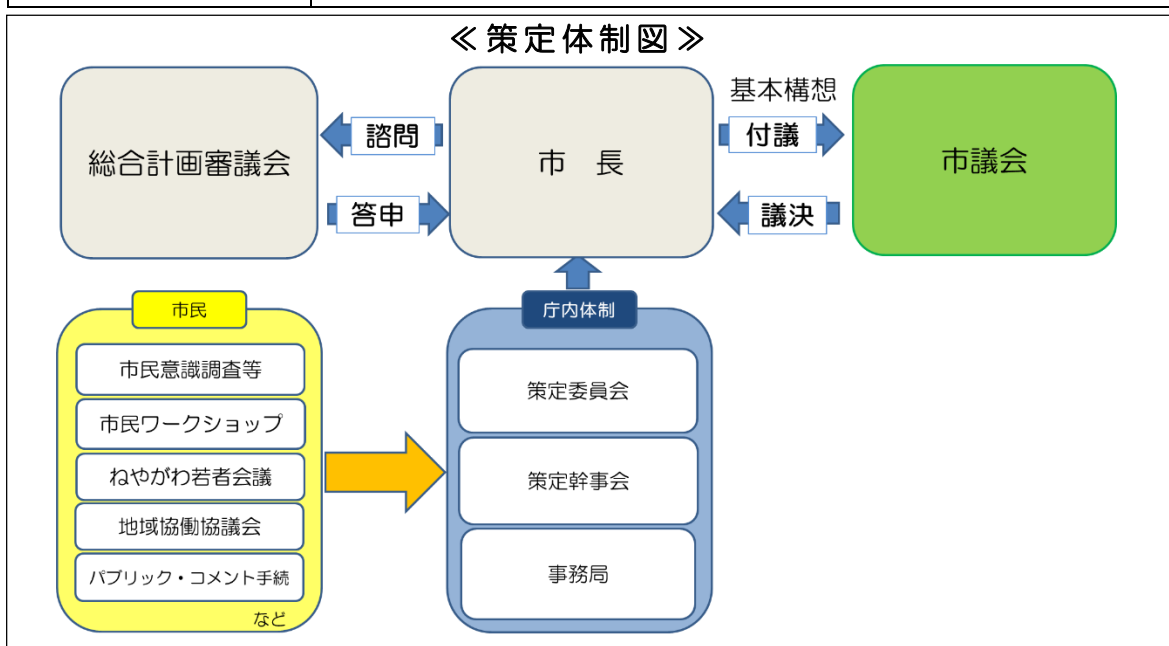
4 策定体制

(1) 市民参画

名称	内容
総合計画審議会	市長の諮問機関として、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者、公募市民等により組織し、基本構想試案等について審議・答申を行います。
市民意識調査等	市の現状や将来のまちづくりに対する市民の意識やニーズを把握するため、アンケート調査を実施します。
市民ワークショップ	平成30年度(2018年度)に実施した、左記の取組等を通していただいた意見を、計画策定に当たって参考にします。
ねやがわ若者会議	
地域協働協議会	
パブリック・コメント手続	公正の確保と透明性の向上を図るため、計画試案を市ホームページなどで公表し、幅広く市民の意見を募集します。

(2) 庁内体制

名称	内容
策定委員会	副市長を委員長とし、部長級以上の職員で、市総合計画試案の策定を行います。
策定幹事会	各部局総務担当課長で、実働機関として素案の策定作業を行います。



5 策定スケジュール（案）

- (1) 平成 30 年度（2018 年度）《実施済み》
 - 8 月 ねやがわ若者会議の開催
 - 9 月 市民ワークショップの開催
 - 11 月～3 月 地域協働協議会からの地域課題等の把握
- (2) 令和元年度（2019 年度）
 - 7 月～8 月頃 市民意識調査の実施
 - 11 月頃 第五次総合計画の中間総括
 - 1 月～ 総合計画審議会の開催 ※ 令和 2 年度も継続
- (3) 令和 2 年度（2020 年度）
 - 4 月～ 総合計画審議会の開催
 - 5 月～6 月頃 市民意識調査の実施
 - 9 月頃 パブリック・コメント手続の実施
 - 12 月 基本構想を市議会定例会に付議
- (4) 令和 3 年度（2021 年度） 第六次総合計画スタート

6 関連条例

寝屋川市みんなのまち基本条例〔一部抜粋〕

（市政運営）

第 19 条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。